CORPORATE GOVERNANCE

SHINKI BUS CO.,LTD.

最終更新日:2020年7月22日 神姫バス株式会社

代表取締役社長 長尾 真

問合せ先: 取締役総務部長 伊藤 克也 079 - 223 - 1241

証券コード:9083

https://www.shinkibus.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方^{更新}

< コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 >

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業としており、地域に密着した企業としての役割を認識したうえで、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。

したがって、短期的な営利を追求するのではなく、当社が中長期的に存続するために必要な「経済性」と「公共性」双方のバランスの取れた経営こそが、当社に課せられた最重要課題であると認識しております。

この認識のもと、当社は監査役会設置会社として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法律上の機関をはじめとした様々なガバナンスの仕組みを整備し実践することで、多様な利害関係者に対して効率性と健全性の高い経営を目指してまいります。

また、適時かつ的確な企業情報の開示に努め、企業活動に対する透明性の確保、コンプライアンスの周知徹底、監視・チェック機能の強化およびリスク管理の徹底に努めております。

< コーポレート・ガバナンスに関する基本方針 >

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、株主との長期的な信頼関係を構築することが経営の重要課題の一つであると認識しております。そのため、全ての株主の実質的な平等性を確保するための体制整備を行うと共に、積極的な情報開示や、株主の権利が適切に行使出来る環境の整備に努めております。
(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、「地域共栄 未来創成」を企業理念とし、「積み重ねてきたことと私たちの成長のすべてを、地域・社会に活かす。未来につなげる。」をビジョンとして掲げております。この企業理念・ビジョンのもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主、お客様、地域住民、取引先、従業員と永続的な協働関係を築きながら事業運営していきたいと考えております。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、正確かつ信頼性のある企業情報を適時かつ公正に開示することが、経営の透明性を確保するための重要な経営課題であると認識しております。そのため、会社法・金融商品取引法等の法令の順守はもちろんのこと、法令に基づ〈開示以外の情報についても積極的に開示することとしております。

(4)取締役会等の責務の遂行

当社は、取締役会にて企業戦略等の方向性を決定しております。また、効率的な経営・執行体制の確立を図るために、監査役会設置会社としており、その経営監視機能を補完するために4名の独立社外取締役を選任し、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築しております。当社の独立社外取締役および社外監査役は、その高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的・中立的な監査・監督を行うことで経営監視という重要な機能および役割を果たしております。

(5)株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主と積極的に対話し、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主と共に当社を成長させていくことが重要であると認識しております。

<企業理念・ビジョン・行動指針>

[企業理念]

「地域共栄 未来創成」

[ビジョン]

「積み重ねてきたことと

私たちの成長のすべてを、

地域・社会に活かす。

未来につなげる。」
[行動指針]

「誠実に、果敢に、おもしろ〈」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4:株主総会における権利行使】

現在の当社の機関投資家と海外投資家を合わせた人数が当社株主数に占める比率は、2020年3月末現在で2.1%と低い状態であります。ブラットフォームの利用や英語版招集通知は外国人株主が概ね20%となった時点で対応します。

【補充原則3-1-2:情報開示の充実】

2020年3月末で当社の株主数に占める海外投資家の株主数比率は1.0%と極めて低いため、当面英語での情報開示の必要性は感じておりません。

【補充原則4-2-1:取締役会の役割・責務】

当社は、安定的な利益確保による株主・従業員還元等は事業継続性の観点から必要であると認識しております。しかしながら、当社は公共性の高いバス事業を主たる事業とする企業であることから、補助金や原油相場などの要因を考慮すると、変動幅の大きい還元は妥当ではないと考えております。

役員報酬等につきましても、月例報酬に関しては、2018年5月に客観性・透明性がある「役員報酬内規」を取締役会において制定し、経営陣の報

酬額の大枠が分かる内容としております。また、経営陣の報酬は、業績に責任を持つという観点から一定の業績連動部分は必要と考え、賞与に関しましては、業績連動の制度を導入することで、インセンティブとしての機能を働かせております。今後営業力の強化や中期経営計画等の開示と実践などにより、株価が業績と連動する傾向が強まった場合には、その時点で自社株報酬についても検討していきたいと考えております。

【補充原則4-10-1:任意の仕組みの活用】

当社では、独立社外取締役を4名選任しております。取締役会の3分の1以上を占めており、各独立社外取締役は、自身の高い専門的な知識と 豊富な経験を活かして、取締役会で各取締役に意見・助言を行っております。

当社には前述した独立社外取締役4名に加え、独立社外監査役が3名で、役員総数の半数を占めております。取締役会には常勤監査役1名、 社外監査役3名(全員が独立社外監査役)も出席して活発に議論し、議論の内容は決議に際して影響力を与えております。

また、重要な指名については、取締役会で審議を行うのに先立ち、原案を作成した代表取締役が独立社外取締役に事前説明するなど、意見交換を活発に行うこととしております。報酬に関しては、2018年5月に客観性・透明性がある「役員報酬内規」を取締役会において制定し、独立社外取締役の理解を得ると共に、経営陣の報酬額の大枠が分かる内容としております。

以上により、重要な取締役の選任や取締役の報酬については、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ていることから、これらに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は担保されているものと考えております。但し、更に透明性を高めるためにも、今後は独立した諮問委員会の設置を検討してまいります。

【原則4-11:取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、経営企画部、総務部、人事部、バス事業部、不動産事業部、事業戦略部、真結・地域マーケティング部、インバウンド事業統括室、次世代モビリティ推進室、東京オフィスの各事業分野に精通した業務執行取締役と、経営に精通し株主価値最大化を図る目的で当社と同じ交通事業に携わる会社の経営者2名と、海外の大学にも属し会計・経営学に精通した大学教授および女性の社外取締役計4名で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しており、ジェンダーや国際性の面を含む多様性にも対応した構成といたしました。

当社の監査役会は、常勤監査役のほか、銀行出身者、弁護士および企業経営者からなる社外監査役で構成されており、財務・会計・法務に関 する知識を有する者が揃っております。

取締役会がその役割・責務を果たしているかについて、毎年1回、全取締役が自己評価を行ったうえで取締役会全体の実効性評価を行い、不十分とされた事項については取締役会において検証したうえで改善しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-4:政策保有株式】

1.政策保有に関する方針

当社は、事業遂行上において、取引の円滑化や、金融機関との安定的かつ継続的な関係強化等、当社が企業価値を向上させることが期待できる場合には、当社の取引先等である上場会社の株式を保有することがあります。

政策保有株式に関しては、保有段階において、株価の下落リスクが当社の財務内容に影響を及ぼさない範囲に限定するため、取締役会規則で 審議する基準を定めており、それを超える投資に関しては決議を要することとしております。

また、保有後も直近事業年度末の状況と将来展望に照らし、政策保有株式の保有を継続することが当社の資本政策に合致したものであるか否かという観点から、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していく基本方針です。具体的には、毎年、保有している会社の決算資料が出揃った後、当社取締役会で個別の政策保有株式について以下の3点を総合的に勘案し、その保有の適否を検証しております。

保有目的

事業上の関係の維持・強化をはじめとする当該上場株式を保有することにより見込まれる便益

株価の下落リスク(時価評価額と取得価額との大幅な乖離(30%以上の下落を目安))をはじめとする当該上場株式を保有することに伴うリスク 検証の結果、2020年3月末の状況において売却対象となる株式はありませんでした。

また、現時点では機関投資家(およびその親会社)を含めた持合先からの売却の打診はありませんが、引き続き政策保有株式縮減の検討は 行ってまいります。

2. 議決権行使に関する基準

当社は、当該投資先企業においても短期的な営利を追求するのではなく、中長期的な株主価値の向上を重視した経営がなされるべきと考えております。したがって、当社と当該投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、議決権を行使することをその基本方針にしており、当社による適切な議決権行使が、結果的に当該投資先企業のガバナンス体制を刺激し、中長期的な企業価値の向上と持続的成長につながるものと考えております。

議決権行使にあたっては、以上の行使基準を踏まえたうえで当該投資先企業が置かれた状況や当社との取引関係等も考慮し、議案に対する賛否を判断いたしますが、当社が特に重要と考える具体的な議案および判断基準は以下の通りです。

- ・剰余金処分議案(財務の健全性および内部留保とのバランスを著しく欠いている場合は、反対する可能性がある。)
- ·取締役·監査役選任議案(不祥事が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合は、反対する可能性がある。)
- ・役員退職慰労金贈呈議案(債務超過等、業績が不振である場合は、反対する可能性がある。)
- ・組織再編議案(重要な財産が譲渡される場合は、反対する可能性がある。) 等

【原則1-7:関連当事者間の取引】

当社は、「取締役会規則」「関連当事者取引管理規程」において、当社役員等との間で取引を行う場合または会社法に定める利益相反取引を行う場合には、当社の取締役会等において承認を得ることとしております。その際、特別の利害関係を有する取締役は当該議案について議決権を行使出来ない旨を「取締役会規則」「関連当事者取引管理規程」に定めております。

【原則2-6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社における企業年金は、規約型確定給付企業年金制度により運営しております。また、当社は人事部内に年金担当を置き、アセットオーナーとしての機能を発揮できるよう、運用機関に対するモニタリング等を通じて運営全般の健全性を確認しております。

当社は、企業年金の運用を国内の複数の運用機関へ委託すると共に、委託先運用機関が議決権行使する際、委託先運用機関の意思を尊重することで、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理しております。

【原則3-1:情報開示の充実】

)経営理念等や経営戦略、経営計画

(1)当社の経営理念である企業理念・ビジョン・行動指針は前述しております。

当社ウェブサイト上でも、企業理念・ビジョン・行動指針を開示しております。

企業理念URL https://www.shinkibus.co.jp/info/businessinfo.html

(2)企業行動憲章:行動規範

当社は、企業理念である「地域共栄 未来創成」に則り、お客様、地域社会、株主等広範な利害関係者の信頼を得るために、「法令・企業倫理の順守(コンプライアンス)」、「安全の確保」等のCSR(企業の社会的責任)活動を推進しております。

当社では、2004年10月1日付で「神姫バス企業行動憲章」を制定いたしましたが、「企業の社会的責任」を取り巻く状況変化を踏まえ、グループ全体が共通の行動原則と価値観を持ってお客様や社会の要求に応えることが必要と考え、2013年11月11日付で「神姫バス企業行動憲章」を「神姫バスグループ企業行動憲章」へと改め、「行動規範」を実践するため「8つの約束」を定めております。

当社ウェブサイト上で、企業行動憲章・行動規範を開示しております。

企業行動憲章·行動規範URL https://www.shinkibus.co.jp/info/pdf/charter.pdf

(3)経営戦略と経営計画

当社ウェブサイト上で、神姫バスグループ中期経営計画(2019年度~2021年度)を開示しております。

中期経営計画URL https://www.shinkibus.co.jp/ir/pdf/others/others_78.pdf

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート·ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、前述した<コーポレート·ガバナンスに関する基本的な考え方>と<コーポレート·ガバナンスに関する基本方針>に記載のとおりです。

()取締役等の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

取締役の報酬等は、法人税法第34条第1項第1号に定める定期同額給与(以下、固定報酬という)及び同第3号に定める利益連動給与(業績連動報酬)により構成しております。

また、各取締役に支給する報酬等の額は、各取締役の役割や責任の大きさに応じて決定しております。但し、非業務執行取締役に支給する報酬は、その職務の性格から業績への連動を排除し、固定報酬のみとしております。

各取締役に支給する固定報酬については取締役会が決議した「役員報酬内規」に定め、各取締役の役割や責任の大きさ等に応じて支給することを基本に、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については、監査役間の協議により決定しております。また、業績連動報酬については、取締役会が決議した「常勤取締役賞与支給内規」に定め、支給額を決定しております。

取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針は、当コーポレート・ガバナンスに関する報告書、有価証券報告書および株主総会招集通知において開示しております。

()経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

【経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針】

取締役会が実効的な役割を果たすためには、当社の事業に共通の認識と同じビジョンを持つ者が一定数必要である一方で、取締役会の客観性と各取締役の独立性を担保するため、各取締役の知識・経験・能力に多様性を持たせることも必要であると考えております。このような観点から、当社の事業に精通する者を一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者に指名すると共に、多様な知見と経験を持つ者を社外取締役・社外監査役候補者として指名することを基本方針としております。

また当社は、現状の企業規模・経営体制に対応するため取締役の員数を定款で12名以内と定め、現状では10名の取締役(うち社外取締役が4名)を選任しております。監査役の員数は、2007年以降はガバナンス体制強化のため、法定の最低員数(3名)より1名多い4名の監査役(うち社外監査役が3名)を選任しております。

【経営陣幹部の選任手続き】

取締役会は、代表取締役および役付取締役を決定しております。

【取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての手続き】

取締役・監査役候補の指名を行うにあたって、現任の取締役については、その業績評価等を踏まえ代表取締役が同候補者に推薦、新任の取締役についても代表取締役による推薦とし、取締役会に諮っております。監査役については、代表取締役が同候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得たうえで取締役会において決定しております。

【経営陣幹部の解任の方針】

経営陣幹部の解任は、業務を遂行する中で、下記()に記載する解任基準に該当した場合としております。

【経営陣幹部の解任手続き】

取締役会は、代表取締役および役付取締役の役職の解任を決定しております。

()経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

【経営陣幹部個々の選任と取締役・監査役候補個々の指名についての説明】

取締役会は、経営陣幹部の選任を次の(1)の基準を満たす者のうち、さらに以下のa~eの基準を踏まえたうえで決定することとしております。 a.戦略思考に長けている

- b.変革に係るリーダーシップが旺盛である
- c.目標を達成する意欲が旺盛である
- d.組織開発力が旺盛である
- e.人材育成力および決断力に長けている

また、取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、次の(1)~(4)の基準を満たしている人材を候補者としております。

(1)業務執行取締役

得意とする専門分野における能力・知識・実績を有し、企業価値増大に資する能力があること

取締役会議案審議に必要な広汎な知識または経験を有していること

社会的責任とコンプライアンスを常に意識し、高い倫理観と法令順守意識を持っていること

(2)社外取締役を含む非業務執行取締役

各分野における豊富な経験と高い見識を有し、当社のコーポレート・ガバナンス向上に資する提言が出来ること

独立社外取締役であるか否かを問わず、取締役会の意思決定の妥当性・適法性に対し的確な判断と必要な助言が出来る能力を有していること

(3)常勤監查役

当社取締役の職務執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが出来る能力、知識および経験を有していること

監査役会の役割・責務を十分に果たすうえで必要な知識および情報収集能力を有していること

(4)社外監查役

出身の各分野における豊富な経験と高い見識を有していること

独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言が出来る資質を有していること

経営陣幹部のうち、特に重要な代表取締役の選任理由は、適時開示文書の中で説明し、取締役・監査役の個々の指名理由は、株主総会招集通知の中で説明します。

【経営陣幹部個々の解任についての説明】

経営陣幹部の解任は、以下の解任基準に該当した場合とします。

(解仟基準)

不正または重大な法律違反もしくは定款違反や、公序良俗に反する行為を行った場合

健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合

職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合

上記(1)の選任基準に定める資質が認められな〈なった場合

経営陣幹部のうち、特に重要な代表取締役の解任理由は、適時開示文書の中で説明します。

【補充原則4-1-1:取締役会の役割・責務】

当社では、執行と監督の分離の観点から、法令および定款上、取締役会が決議しなければならない事項を除き、取締役会は、取締役等に業務執行の決定権を委任しております。具体的には、「取締役会規則」において、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、「取締役会規則決議事項に関する細則」「組織規程」において、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、当社の事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待することが出来るか否かといった観点から、その独立性を判断しております。

具体的には以下の関係について、当該事実により独立性を阻害するおそれがないかを特に慎重に検討しております。

- 1. 当社または子会社の業務執行者
- 2. 当社を主要な取引先とする者の業務執行者
- 3. 当社の主要な取引先の業務執行者
- 4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(法人、組合等の団体であるものに限り、所属していた者を含む)
- 5. 当社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者または過去に業務執行者であった者を含む)
- 6. 上記1. または5. に該当する者の二親等以内の近親者
- 7. 当社と「社外役員の相互就任」の関係を有する者
- 8. 当社が寄付を行っている先またはその出身者

【補充原則4-11-1:取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の選任・指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、「原則3-1の()()()」に記載のとおりであります。

当社は、現在10名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。また、バランスの面でもバス事業をはじめ各事業の経営や喫緊の課題に精通した者で構成しており、社外取締役も含め知識・経験・能力の多様性が保たれていると判断しております。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の規模、考え方を踏襲していく予定であります。

【補充原則4-11-2:取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

各取締役、監査役の他の上場会社での役員兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示しております。また、その兼任状況は取締役会または監査役会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲にあると考えております。なお、社外取締役・社外監査役の当社取締役会・監査役会での出席状況等についても株主総会招集通知で情報開示しており、その役割・青務を適切に果たしております。

【補充原則4-11-3:取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

2020年2月~3月に、2019度の取締役会の構成・運営・審議状況等に関して、全取締役・監査役に対し、「取締役会の実効性評価のためのアンケート」を実施し、分析・評価を行いました。その結果、当社取締役会は、概ね適切かつ実効性のある運営がなされているとの評価を得ております。

一方で、「常勤役員会等における各取締役の意見等、事前の検討内容を開示してほしい」「事前送付資料の内容充実」といった取締役会の活性 化に繋がる意見も出され、今後の課題として認識いたしました。

当社取締役会は、今回の評価結果を踏まえ、取締役会運営の一層の改善に取り組んでまいります。なお、取締役会の実効性評価につきましては、定期的に実施いたします。

【補充原則4-14-2:取締役・監査役のトレーニング】

1. 社内取締役・常勤監査役へのトレーニング

当社は、業務執行取締役・常勤監査役就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務・関連法令およびコンプライアンスに関する知識習得を目的とした外部研修を受講させています。また、当社グループの全社内役員を対象に、外部講師または内部講師によるコンプライアンス研修を年1回以上受講させ、取締役・監査役個々の知識・能力の向上に努めております。

2. 社外取締役・社外監査役へのトレーニング

新たに当社の社外取締役を含む非業務執行取締役・社外監査役に就任した者に対しては、当社の事業・財務・組織等の理解を深めるため、これらの内容を十分に説明すると共に、主要事業所等を訪問させるなど、その役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備に努めます。

取締役·監査役が、必要に応じて外部の研修会等に参加する際には、会社が費用負担するようにしております。

【原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針】

1. 基本的な考え方

当社は、株主や投資家との双方向の建設的な対話を促進し、これにより当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図ることを、当社の責任を果たすうえでの最重要課題の一つと位置付けております。

2.SR·IR体制

株主や投資家との対話につきましては、経営企画部・総務部の各担当役員が統括し、当該役員・経営企画部・総務部の担当者が担当いたします。また、対話を充実させるため、情報の収集と管理・開示を統括する企業情報責任者およびそれらを執行する企業情報担当者を設置し、関連部

門と連携しながら適時かつ公正・適正に情報管理を行っています。

3.対話の方法

当社は、四半期毎の決算発表に加え、半期毎の決算説明会や必要に応じた開示・ニュースリリース、さらにはビジネスレポートの発行などによ り、投資機会の促進と情報開示の充実に努めております。

4. 社内へのフィードバック

株主や投資家との対話内容は、必要に応じ、経営企画部・総務部の各担当役員を通じて取締役会、部長会等にフィードバックしております。 5.インサイダー情報の管理に関する方策

当社では決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、サイレントピリオド(沈黙期間)を設定し、この期間中の決算に関わる問合せへの回 答やコメントを控えさせて頂きます。また、社内では「内部者取引の規制、内部情報の管理および適時開示に関する規則」を定め、情報を統括管 理し、インサイダー取引の未然防止に努めております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新



| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|----------|-------|
| 阪神電気鉄道株式会社 | 590,885 | 9.81 |
| 日本トラスティ·サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分·山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口) | 440,000 | 7.31 |
| 神姫バス従業員持株会 | 103,800 | 1.72 |
| 三菱ふそうトラック・バス株式会社 | 95,100 | 1.58 |
| 株式会社三井住友銀行 | 71,982 | 1.20 |
| 播州信用金庫 | 60,171 | 1.00 |
| 姫路信用金庫 | 60,000 | 1.00 |
| グローリー株式会社 | 60,000 | 1.00 |
| 横浜ゴム株式会社 | 60,000 | 1.00 |
| 日本生命保険相互会社 | 56,620 | 0.94 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

当社は自己株式149,931株(発行済株式数の2.4%)を保有しております。 また、上記割合は自己株式を控除して計算しております。

3.企業属性

| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第二部 |
|-------------------------|-----------------|
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 陸運業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員 数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|
| | |

【取締役関係】

| 定款上の取締役の員数 | 12 名 |
|--------------------------------------|--------|
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 10 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 ^{更新} | 4 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 ^{更新} | 4 名 |

会社との関係(1) ^{更新}

| 氏名 | 属性 | | | | ź | ≩社と | :の関 | 係(|) | | | |
|------------|----------|---|---|---|---|-----|-----|----|---|---|---|---|
| 戊 苷 | 門江 | а | b | С | d | е | f | g | h | i | j | k |
| 上門一裕 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 坂井信也 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 藤岡資正 | 学者 | | | | | | | | | | | |
| 殿村美樹 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)^{更新}

| 氏名 | 独立 役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|----------|--------------------|---|
| 上門一裕 | | 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長 | 上門一裕氏は、当社と同じ交通事業に携わる経営者として培った経験、見識により、社外取締役としての適切な職務執行が期待できるものと判断し選任しているものであります。なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。 |

| 坂井信也 | 坂井信也氏は阪神電気鉄道株式会社の相談役であり、過去同社の代表取締役社長を歴任するなど、当社と同じ交通事業に携わる経営者として培った経験、見識により、社外取締役としての適切な職務執行が期待できるものと判断し選任しているものであります。なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。 |
|------|---|
| 藤岡資正 | 藤岡資正氏は国内外のビジネススクールで教授職を務めるなど、会計・経営学に精通し、また、数多くの法人へのコンサルティング実績があり、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しているため、社外取締役としての適切な職務執行が期待できるものと判断し選任しているものであります。なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。 |
| 殿村美樹 | 殿村美樹氏は地域・企業活性化に関する公職を務めるなど地域創生・地域ブランド戦略に精通し、また企業経営に関する豊富な知識経験を有しているため、社外取締役としての適切な職務執行が期待できるものと判断し選任しているものであります。 なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
|------------|--------|
| 定款上の監査役の員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の日常監査については会計監査記録、内部統制監査記録を監査役へ回覧し、そのすべてを監査役会にて報告しています。また、期初に監査計画の提出を受け、期末には監査役会において監査結果報告を受け、意見交換を行っております。

内部監査人は内部監査や内部統制監査について期初に年間監査計画表を監査役に提出し了解を得ております。監査結果については全て監査報告書を作成し監査役に報告しております。また欠陥や不備があればその都度、担当部課に改善指導し、その回答書を取り寄せて監査役へ報告しております。

| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
|----------------------------|--------|
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数 | 3名 |

会社との関係(1) ^{更新}

| 氏名 | | | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------|---|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| K | 周江 | а | b | С | d | е | f | g | h | i | j | k | ı | m | | |
| 三枝輝行 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 澤田 恒 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石田昭二 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- L 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)^{更新}

| 氏名 | 独立 役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|----------|---|--|
| 三枝輝行 | | 当社元代表取締役社長三枝次郎氏の実 子 株式会社サエグサ流通研究所 代表取締 役社長 | 三枝輝行氏は過去株式会社阪神百貨店の代表取締役社長を歴任されるなど、経営者としての豊富な経験と多分野における幅広い見識を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し選任しているものであります。また、同氏の父親である当社元代表取締役社長・三枝二郎氏の退任後30年以上が経過していることから、証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。 |
| 澤田 恒 | | 以前当社の顧問弁護士であった澤田·中 上·森法律事務所主宰 | 澤田恒氏は弁護士としての専門的見地から、 当社コンプライアンス体制への助言等、社外監 査役としての職務を適切に遂行して頂けるもの と判断し選任しているものであります。また当 社の一般株主と利益相反が生じる恐れはない と判断しております。 |
| 石田昭二 | | | 石田昭二氏は長年にわたる金融機関(株式会社三井住友銀行 旧株式会社太陽神戸銀行>)での業務執行で培った財務および会計についての経験、見識を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し選任しているものであります。また、当社はグループ会社に豊富にある現預金を柔軟に使える体制にしているため、借入金に依存している状況ではありません。なお、令和2年3月末時点で、当社連結グループの借入総額(615百万円)に占める株式会社三井住友銀行からの借入比率は1/3に相当する230百万円の借入金残高が存在しますが、仮に同行からの借入金交額を返済したとしても当社の事業運営に重大な支障を来たすものではございません。以上のことから、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数^{更新}

7名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明^{更新}

当社は持続的に企業価値向上に向けた事業展開を行っているため、常勤取締役に対して、個別当期純利益を指標とする利益連動報酬を採用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、社外役員の別に各々の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針

の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等については定款第26条に「株主総会」の決議をもって定めることとしており、2011年6月29日開催の第128回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額240百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)、監査役の報酬限度額は年額55百万円以内と決議され、2020年6月25日開催の第137回定時株主総会には、取締役の報酬限度額のうち、社外取締役の報酬限度額を30百万円以内と決議されております。

当社の役員の報酬等は法人税法第34条第1項第1号に定める定期同額給与(以下、固定報酬という)と同第3号に定める利益連動給与(以下、業績連動報酬という)により構成しております。但し、非業務執行取締役及び監査役に支給する報酬等はその職務の性格から、業績への連動を排除し、固定報酬のみとしております。

各取締役に支給する固定報酬については取締役会が決議した「役員報酬内規」に定め、各取締役の役割や責任の大きさ等に応じて支給することを基本に、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については、監査役間の協議により決定しております。また、業績連動報酬については、取締役会が決議した「常勤取締役賞与支給内規」に定め、支給額を決定しております。当社は持続的に企業価値向上に向けた事業展開を行っているため、当該業績連動報酬に係る指標は個別当期純利益としております。

- イ.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 口. 取締役の報酬限度額は、240百万円以内(うち、社外取締役30百万円以内)です。
- 八. 監査役の報酬限度額は、55百万円以内です。
- 二.上記口には業績連動報酬を含んでおり、その支給対象者は業務執行取締役です。
- ホ.2020年度に係る常勤取締役に支給する業績連動報酬(2021年6月支給予定の役員賞与)の算定方法につきましては、以下のとおりとすることを2020年6月25日開催の取締役会において決議し、その算定方式について監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

(業績連動報酬の算定方法)

常勤取締役に支給する業績連動報酬の総額は当該事業年度の個別当期純利益に3.5%を乗じた額(百万円未満切捨)とし、40百万円を超えない金額とする。

個別当期純利益が300百万円未満の場合は、業績連動報酬を支払わないものとする。

各常勤取締役への支給配分は役職位別とし、各役職位別の支給配分は、上記 で算定された業績連動報酬の総額に下記 に定める役職位 別係数を乗じ、全常勤取締役の係数の合計で除した金額(千円未満切捨)とする。

各役職位別の係数は取締役会長1.000、取締役社長1.000、専務取締役0.739、常務取締役0.454、取締役0.224とする。

各常勤取締役の支給する額は、それぞれ取締役会長17百万円、取締役社長17百万円、専務取締役13百万円、常務取締役8百万円、取締役4百万円を超えない金額とする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会、監査役会開催前に資料配付

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

当社は、相談役、顧問の制度を設けておりますが、現在、代表取締役社長等を退任した者が相談役、顧問に就任しておりません。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) <mark>更新</mark>

当社は、監査役会設置会社として、取締役会が経営戦略等重要な意思決定のほか、取締役の職務の執行について監督し、監査役が取締役の職務の執行の監査を行っております。また、定例の取締役会のほか、臨時の取締役会、常勤役員会、部長会を開催し、代表取締役をはじめとする取締役の業務の執行状況の監視や迅速な意思決定を行っております。

取締役会は4名の社外取締役を含む10名の取締役で構成され、社外取締役は業界に精通した経営者や会計・経営学に精通した大学教授および女性の観点から当社の経営に対して客観的な立場に立った助言をし、また、執行の監督を行っております。取締役会は原則毎月1回以上開催し、議長は現時点では社長が務めております。

常勤役員会は適宜開催され、常勤取締役6名と常勤監査役1名が取締役会から委譲された案件の決議等に関する審議を行っております。 部長会は毎月1回開催し、常勤取締役6名、常勤監査役1名及び部門長が出席(本報告書提出日現在合計11名で構成)し、情報の共有と業務の執行状況の監視・監督を行っております。

監査役会は3名の社外監査役を含む4名の監査役で構成され、原則取締役会に合わせて開催し、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の運営、決議の妥当性、適正性を監査しております。また、常勤監査役は、上記に記載した全ての会議体に出席し、意思決定の妥当性、適正性を把握しております。

当社グループでは、グループ全体の課題解決と継続的な資質向上を目的に当社グループの役職員が参加する組織として「コンプライアンス委員会」「安全管理委員会」「CS・地域活動委員会」「ISO推進委員会」の4つの委員会(以下「4委員会」といいます。)を設置しております。

コンプライアンス委員会ではグループ全社の不正防止と法令順守、企業倫理の醸成、安全管理委員会では、当社グループの主要事業である運送事業における安全対策、CS・地域活動委員会では、地域社会との共生、ISO推進委員会ではISO14001取得企業として継続的な環境マネジメントシステムの向上に努めております。

また、各委員会の委員長には業務執行取締役を任命しており、全社的かつ適正な判断が効率的に行える体制をとっております。

会計監査の状況につきましてはEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。公認会計士は西野尚弥氏(2017年7月着任)、栗原裕幸氏(2020年7月着任)です。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社として特に経営監視に重点をおき、社外取締役および社外監査役による中立的、客観的な経営監視機能および内部監査部門との連携により適正な業務執行を確保できると判断し、上述のとおり現体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----------------|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 総会日の19日前に発送 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | できるだけ多くの株主様にご出席いただけるよう集中日を回避して開催しております。 |
| その他 | 当社HPに招集ご通知およびその他資料を掲載しております。なお、これらの掲載は議決権の行使に十分な検討時間を提供するため、株主様への資料に先立って実施しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表自 自 よる説 明の 無 |
|------------------|---------------------------------|----------------------------|
| IR資料のホームページ掲載 | https://www.shinkibus.co.jp/ir/ | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 総務部広報担当課長 | |

3.ステークホルダーの立場の**尊重**に係る取組み状況 ^{更新}

| | 補足説明 |
|-------------------------------|---|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 2020年3月に健康経営優良法人2020に認定 2005年9月に当社全事業所においてIS 014001を認証取得 |
| ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定 | IR情報をインターネット開示 |

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本方針

当社グループは、企業理念である「地域共栄 未来創成」に則り、顧客、株主及び地域住民等広範な利害関係者の信頼感、並びに企業グループの価値を向上させるため、業務の有効性及び効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、事業活動に係わる法令等の順守、資産の保全に努めます。

(2)体制の整備状況

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は「取締役会規則」、「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会又は稟議手続をもって、その重要性の度合いに応じて決議又は報告し、記録を残しております。
- ・取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、重要な契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会等からの閲覧の要請に備えるものとしております。

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社を取り巻くリスクを特定し対処するため、「リスク管理規程」「危機管理マニュアル」及び「災害対応マニュアル」を策定し、事業リスクの認識と事故の未然防止、地震等の緊急事態の対応(クライシスマネジメント)を定めております。また、各部門は所管業務に関する規程類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組んでおります。
- ·交通事業者として最も優先すべき安全対策については、前述の「安全管理委員会」を設置し、運輸安全マネジメントシステムの実行により、安全と安心の確保に努めております。
- ・財務報告に係るリスク管理に関しては、企業会計審議会より示された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」に準拠して、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築し、運用しております。

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役は、取締役会の定期開催及び毎月の部長会のほか、必要に応じて常勤役員会を開催し、重要案件の決定及び取締役の職務執行状況の報告を行っております。
- ·取締役の職務分掌を明確にするため、会社を代表する取締役のほか、総括取締役、業務担当取締役、使用人兼務取締役などを定めることができることとしております。加えて、牽制機能を確保するため、独立性の高い複数名の社外取締役が取締役会での職務執行の決定に携わっております。

当社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「企業行動憲章」「行動規範」を制定し、法令順守、社内規程順守及び企業倫理に則って行動するための指針を明確にしております。
- ・当社は、「組織規程」等により責任と権限の明確化を図っており、重要な業務執行の場面において、必要に応じて監査役に指導を仰いでおります。
- ·常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤役員会、部長会等への出席を通じて、コンプライアンスの観点から必要な助言を行っております。
- ・当社は、前述した4委員会活動を通じて法令順守等の監視機能を高めております。
- ・当社は、社内及び社外に「内部公益通報者保護規程」に基づく通報相談窓口を設置し、取引先からの通報も受け付けることで法令違反等の未然 防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。
- ・社会の秩序や健全な事業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する旨を「行動規範」「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対応細則」「危機管理マニュアル」に定めております。

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(下記 及びにおいて「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループにおけるガバナンス強化策の一環として、当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社経営報告会や親会社役付役員と子会社幹部との意見交換会を通じて、子会社の事業計画や設備投資計画などの重要案件の親会社への報告を義務づけるとともに、新規事業や多額の投資案件については当社常勤役員会において事前審査も行っております。合わせて、重要案件の業務執行状況についての報告も義務づけております。

当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループの事業運営上必要な子会社にあっては4委員会に参加させ、適正に業務を行うための体制を整えております。とりわけ「コンプライアンス 委員会」は、グループ全社の不正の発生防止に向けた活動に取り組んでおりますが、より実効性を高めるために内部監査を行って、課題の把握 及び対応策の検討を継続的に実施しております。また、必要に応じて階層別のグループ会議を開催し、グループ経営の適正化と情報の共有を図 るとともに、当社及び子会社において潜在するリスクの認識と顕在化した場合の情報伝達ルールについても定めております。

当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3事業年度ごとにグループ全社の中期経営計画を策定し、また、親会社役職員は子会社役員を兼務し、グループ全体最適の観点から職務の執行状況の監視、助言を行っております。加えて、グループ全体の資金調達の効率化を図るため、キャッシュ・マネジメント・システムを導入しております。

当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の監査役又は取締役、管理職を子会社の監査役に選任することで、網羅的な監査役監査を行い、法令順守や環境保護、業務の適正化等を図っております。また、当社の監査役と子会社の監査役との連絡会を定期的に開催し、情報共有をしております。グループの役職員にはグループ全役職員に適用する「企業行動憲章」「行動規範」「コンプライアンス規程」を策定するとともに、当社総務課又は外部の弁護士法人に対し直接、内部公益通報を行うことができるようにするなど、グループ全体で法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。

当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人として監査室課長、同所属社員(以下「監査担当者」といいます。)を内部監査業務と兼務することとして配属しており、監査担当者の中から数名をコンプライアンス委員会に所属させ、定期的に監査を行っております。
- ・監査担当者の異動等については、あらかじめ常勤監査役の同意を得るとともに、監査担当者は監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。
- ・取締役は、監査担当者がその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けないよう配慮し、監査担当者はその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けたときは、常勤監査役に報告し、不利な取扱いを排除するよう求めることができることとしております。

当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ・取締役及び使用人は、部長会や4委員会報告会を通じて、法令で定められた事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について、監査役に報告することとしております。
- ・当社のコンプライアンス担当部署は、当社の役職員からの内部公益通報の内容について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査役に報告することとしております。

当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ·監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を聞くことができることとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。
- ・当社のコンプライアンス担当部署は、当社グループの役職員からの内部公益通報の状況について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査 役に報告することとしております。
 - 上記 、 の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は監査役に報告した者に対し、いかなる不利な取扱いを行わず、また報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を取らなければならないこととしております。

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ·常勤監査役は、取締役会及び常勤役員会等に出席し、決議又は報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要に応じて、担当者からの説明、意見を求めております。
- ・常勤監査役は、コンプライアンス監査の実施後には、指摘事項及びレビュー結果の報告を受けております。
- ・監査役は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等についての意見交換を行うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

当社は社会の秩序や健全な事業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、不当要求には絶対に応じないことを基本方針としております。

【整備状況】

(1)対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

総務部総務課を担当部署としております。また、不当要求防止責任者を選任し、所轄警察署に届出ております。

(2)外部の専門機関との連携状況

有事の際は、所轄警察署、弁護士、企業防衛対策協議会等と連携し、迅速かつ適切に対処する体制を整備しております。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

担当部門が企業防衛対策協議会等に参加し、定期的に情報収集するとともに、現場からの情報を集約するなど、反社会的勢力に関する情報を 一元化しております。

(4)対応マニュアルの整備状況

上述の基本方針を「行動規範」「反社会的勢力対策規程」に定めており、有事の際の具体的行動については「反社会的勢力対応細則」「危機管理マニュアル」に明記しております。

(5)研修活動の実施状況

担当部門で集約した情報をグループ内に随時配信しております。また、各事業所においても反社会的勢力に関する従業員研修を随時行っております。

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

下記URLに記載しております。

https://www.shinkibus.co.jp/ir/ir_openitem.html

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

2013年11月に改定した「企業行動憲章」の周知徹底、および「コンプライアンス委員会」、「安全管理委員会」、「CS・地域活動委員会」、「ISO推進委員会」の更なる活動を通じて、体制の強化を図っております。

なお、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

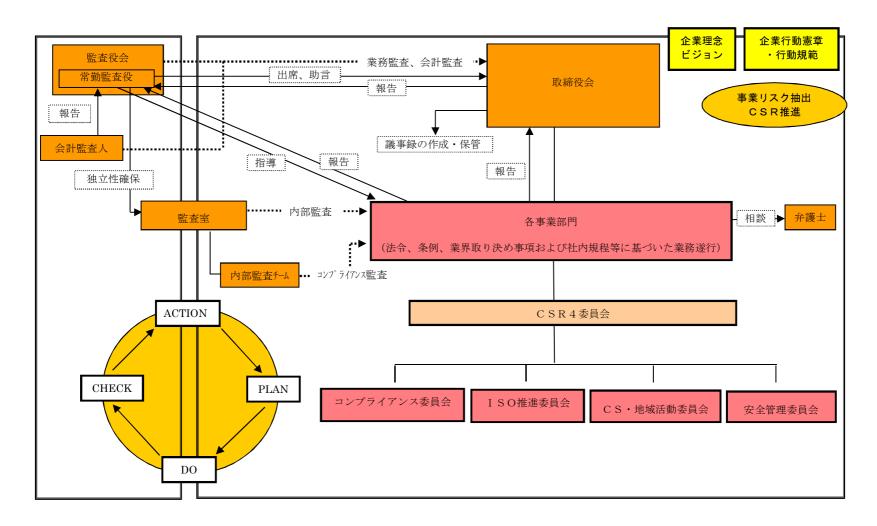
- (1)決定事実につきましては、定例の取締役会及び必要に応じて開催する常勤役員会を主たる決議機関として、経営上の重要事実の承認決定を行っております。承認決定された重要事実は、情報取扱責任者(総務担当役員)を中心に開示必要の有無を検討し、開示が必要な場合には迅速に行うよう努めております。
- (2)発生事実につきましては、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに総務部に情報が集約され、取締役に対して報告がなされた後、情報取扱責任者(総務担当役員)を中心に開示必要の有無を検討し、開示が必要な場合は迅速に行うよう努めております。
- (3)決算に関する情報につきましては、経営企画部において決算数値を確定し、決算に関する取締役会において審議し、同日付で決算情報を開示しております。なお、業績予想の修正等に関する情報の開示につきましては、発生事実に関する情報の開示と同様の手順により、迅速な情報開示を

行うこととしております。

(4)子会社に関する情報につきましては、子会社を管轄する経営企画部を経由し、上記と同様の手順により迅速な情報開示を行うこととしております。

これらの情報につきましては、「内部者取引の規制、内部情報の管理および適時開示に関する規則」により、役職員が職務に関して知り得た内部情報の管理、役職員の株式等の売買、その他取引の規制を徹底し、インサイダー取引等の発生防止に努めております。

【内部統制体系図】



【適時開示体制図】

